

さいたま市告示第 1765 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年さいたま市告示第 981 号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）は、令和 6 年 10 月 31 日限り、廃止する。

令和 6 年 10 月 25 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中間検査を行う区域

さいたま市内全域とする。

2 中間検査を行う建築物の用途及び規模

一の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次の(1)又は(2)に掲げる用途及び規模のものとする。

(1) 住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。同項(2)において同じ。）であって、地階を除く階数が 3 以上のもの

(2) 住宅以外であって、地階を除く階数が 3 以上で延べ面積が 500 平方メートルを超えるもの

3 指定する特定工程

次の(1)から(6)までに掲げる工程（(4)及び(5)に規定する建築物の工事の工程に法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する特定工程が含まれる場合にあっては、当該特定工程）とする。

(1) 木造その他これに類する構造の建築物にあっては、屋根工事の工程

(2) 鉄骨造その他これに類する構造の建築物にあっては、1 階の建て方工事の工程

(3) 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあっては、2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わない場合にあっては、2 階の床及びこれを支持するはりの取付け工事）の工程

(4) 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物にあっては、1 階の建て方工事の工程

(5) (1)から(4)までに掲げる構造のうち 2 以上の構造を併用する建築物にあっては、当該(1)から(4)までに掲げる構造に応じ、当該(1)から(4)までに掲げる工程

(6) (2)から(5)までに掲げる構造の建築物にあっては、基礎の配筋工事の工程

4 指定する特定工程後の工程

次の(1)から(6)までに掲げる工程とする。

(1) 前項(1)に掲げる特定工程にあっては、壁の外装工事及び内装工事（これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く。）の工程

(2) 前項(2)に掲げる特定工程にあっては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事の工程

(3) 前項(3)に掲げる特定工程にあっては、2 階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（2 階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場合にあっては、直上階の柱又は壁の取付け工事）の工程

(4) 前項(4)に掲げる特定工程にあっては、柱又ははりの配筋工事の工程

(5) 前項(5)に掲げる特定工程にあっては、前項(1)から(4)までに掲げる特定工程に応じ、(1)から(4)ま

でに掲げる工程

(6) 前項(6)に掲げる特定工程にあつては、基礎コンクリートの打設工事の工程

5 対象となる建築物

この告示の施行の日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物並びに法第18条第2項及び第4項に規定する計画を通知する建築物（法第68条の20第2項の規定により建築物である認証型式部材等に係る型式に適合するとみなされる建築物並びに法第85条第6項及び第7項の許可を受けた建築物を除く。）